

序 論

紛争処理制度の多元化

社会においては常に大小さまざまな紛争が発生している。それらの紛争は、社会を構成する行為主体間の利害や価値観などの対立を前提として、その主張をとおすためのなんらかの外面的行動が行なわれることによって現象として把握される⁽¹⁾。隣人や家庭内のトラブルから、社会問題として認識される消費者と企業との消費者紛争、労働者と使用者との労使紛争、市民と企業・行政との環境紛争など、その内容、規模は多様である。紛争は社会的コンテクストのなかで解決を試みられるが、その態様も紛争の多様化に呼応して多元化している。

例えば、法律に反するなんらかの行為（あるいは不作為）が行なわれた場合には、裁判所の判決によって原状回復や損害賠償の提供が義務づけられ、かかる判決内容は国家権力によって強制され得ることとなる。しかしながら、訴訟による紛争の解決と判決の執行は法の実効性を担保するための理論的および実務上の基礎にあるとしても、すべての紛争が裁判所による訴訟を通じて解決されていることを意味するものではない。効率的な裁判制度を備えた国においてさえも、紛争の多くがただちに裁判所に持ち込まれるわけではないのである。当事者は、しばしば時間も費用もかかる裁判を回避するために思案し、譲歩の糸口を探るために当事者間で交渉するか、あるいは近親者、友人、地元の有力者などの第三者を加えた協議の場で解決を試みるものが少なくない。また、こうした交渉過程において合意にいたらなかった紛争がそのまま裁判所に持ち込まれるわけではなく、紛争の多くは当事者間の力関係

を反映して一方に有利な形で終結されたり、金銭的、時間的なコストから裁判手続に入ることを当事者が諦めたりする場合も多いのである。

法律学・法実務における訴訟中心主義的な思考は、訴訟手続の改善には勢力を注いだが、訴訟過程にのらない紛争に対しては長らく積極的な対応をとらなかった。しかしながら、近年は訴訟制度と実際の紛争解決のニーズとのギャップを埋めるため、裁判所における調停制度や行政・民間の紛争処理制度などの裁判外紛争処理ないしは代替的紛争処理（Alternative Dispute Resolution: ADR）²⁾の発達が見られ、訴訟中心主義は大きく見なおされつつある。訴訟の中核的な位置づけを認めながら、訴訟を中核とした多様な紛争処理制度を総合的に捉えようとする試みがなされている³⁾。

紛争処理研究への視座⁴⁾

紛争処理制度へのアプローチとしては、各紛争処理制度の法的枠組みや機能を明らかにすることが第1の課題となる。人間によって動かされる「制度」は、たとえ同じように設計したとしても、その実際の動き方や機能の仕方は、国や社会によって異なる。歴史的背景、政治体制、経済社会状況、文化的要因等がそれぞれの制度の作用を規定しているのである。紛争処理は、法制度の果たすべき最も重要な機能であり、かつ、法の実効性・妥当性が最も問われる場面でもある。こうした紛争処理過程には、当該国・社会における法の機能に関わる社会的・文化的な要因が大きく映し出されている。

近年、制度中心的なアプローチの再考が求められ、紛争や紛争当事者に分析の視点を移す必要性が指摘されている。制度の立場から捉えられた紛争は、現実の紛争の特定の側面しか取り扱っていないという。例えば、典型的な紛争処理である訴訟では、当事者は自己の主張を法的な言語で記述することを求められ、紛争はいわば鋳型のなかで変形され、法的な処理がしやすいように成形されることになる。このような成形された紛争像は、紛争当事者間に

横たわる過去の軋轢や対立関係といった紛争の全体のほんの一部を取り扱うにすぎないのである。また、紛争の裁定が法律を基準とされる結果、紛争当事者が本来紛争処理に求める満足とは異なる可能性は高くなる。

したがって、紛争処理過程における当事者による紛争処理制度の戦略的な利用という分析視点が重要となってくるのである。紛争処理制度の利用は、紛争当事者が自己の紛争の（自己に有利な）解決のために動員する諸要素の一つである。コミュニティの他のメンバーが自己の主張を支持するかどうか、裁判に持ち込んだ場合に勝てるかどうかといった、さまざまな状況に応じて、意識的・無意識的に、紛争内容の再定義と戦略の立直しを不断に行なっている。この立場は、裁判制度の客体としての紛争当事者を主体として再評価し、むしろ公式の紛争処理制度における紛争当事者の主体性の確保がこれら紛争当事者の制度への満足につながっていることを指摘する。このような紛争当事者からの紛争処理制度の再評価は、制度の設計理念ないしは建前から見えてこない制度の実際の動き方を明らかにするが、他方でそのような実証的な分析はデータの利用可能性の問題点から困難である場合が多い。しかしながら、制度の作動に着目するいわばマクロな視点からの分析とは別に、ミクロな分析は紛争処理制度の実像に近づくための重要なアプローチであると言えよう。本書では、データの利用可能性が乏しいため、必ずしも全面的にこの立場をとることはできなかったが、紛争当事者の視点を加味することで多元的な分析を試みている。

アジアにおける紛争処理制度の展開

アジア諸国の多くは、植民地化または近代化過程において導入された西欧近代法が基盤となっている。訴訟中心主義な思考は、アジア諸国の法律家によって受容され、アジア諸国の法律家もまた近代的な裁判所機構の整備と訴訟手続の改革を重視した。経済発展や国民の権利意識の高まりに伴って、訴

訟の利用は増加しつつあるとはいえ、西欧由来の訴訟制度と社会とのギャップは当初から認識されてきた。植民地統治下では、慣習法、宗教規範等を基準としてコミュニティーの有力者によって行なわれる調停・仲裁型の伝統的な紛争処理制度は、植民地政策と実際上の必要から、植民地統治機構の末端に編入される形で再編されてきた。こうした伝統的システムは、独立後のアジア諸国の公式な法制度の一部として現在も機能しているものが少なくない。

他方、たしかに西欧由来の訴訟制度は一般市民にとっては縁遠いものであったが、アジアでは訴訟が回避される傾向があるとア priori に断定することは必ずしも正確でないであろう。日本では、日本人の訴訟嫌いが定説化しているが、近年の司法改革論議のなかではむしろ訴訟手続の不便さ、利用しにくさが訴訟利用の低迷を生んでいることが指摘されてきた。アジア諸国の紛争処理制度を見ていく場合においても、文化的要因での説明が他の要因の存在を見過ごすことにならないように注意する必要がある。

ところで、当事者間の関係の回復に主眼を置く調停的な紛争処理制度は、いわばアジア諸国の伝統であったが、これを理論化し整序し、近代司法制度に取り入れたのは欧米諸国であった。1960年代からの「司法へのアクセス」(Access to Justice)運動は、欧米諸国において訴訟中心主義に対する見直しをもたらし、訴訟の利用を促進するための訴訟手続の改革を行なっただけでなく、調停など裁判に対して補完的な裁判外紛争処理制度の拡充をもたらした。また、法律扶助の考え方が強調され、法律扶助制度の整備も行なわれた。このような改革の機運と手法は、アジア諸国においても導入されつつある。

民主化の進展や経済のグローバル化への対応から、アジア諸国でも司法改革が議論され、具体的な改革が進められつつある⁽⁵⁾。特に1997年の経済危機以降は、経済再建や中長期的な経済構造改革のため、経済取引に関する紛争処理制度の改革が重視されつつある。経済危機直後には、破綻企業処理の迅速化のため、会社更生手続の導入や倒産事件に専属管轄権を有する破産裁判所の設置が進められた⁽⁶⁾。また、迅速な紛争処理のため、裁判所におけるケース・マネジメントや調停プログラムの導入が進められてい

る。世界銀行や他のドナーの支援がこうした分野でも行なわれている。

以上述べたことから明らかなように、今日におけるアジア諸国の紛争処理制度の全体像を明らかにしようとする場合には、訴訟を中心とする裁判所における諸手続きを明らかにするだけでは不十分である。一つには、伝統的あるいは固有の法伝統・法文化を背景とする多元的な紛争処理制度が各国の法秩序のなかで重要な位置づけを与えられているので、トータルに紛争処理制度を見ていくことが必要となっている。他方、訴訟とは別に、行政、民間団体、および裁判所自身によって紛争処理サービス提供のための多様な制度が創出されており、これらの機関を裁判所における訴訟との関係で位置づけ、特質を明らかにしていく作業も不可欠となっている。裁判所における紛争処理と裁判外での紛争処理は相互に密接に関係し、両者は独自に機能しているのではなく、現実には双方の機能が比較考量されながら利用されているからである。

本書の構成

本書は上記のことを念頭に、紛争当事者の選択・利用を規定する諸要因を視野に入れながら紛争処理プロセスにおける裁判制度と裁判外紛争処理制度の相互関係に焦点を当て、司法制度の基底にある問題点を明らかにした。対象としたアジア諸国は、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、インド、フィリピン、マレーシアである。また、イスラーム法などの固有法が適用される、通常裁判所とはパラレルな、あるいはサブシステムとして機能する紛争解決制度について検討を行なった。

対象国においては、裁判所の負担の軽減や低廉かつ迅速な解決の提供など現実のニーズに対応した制度の確立が求められており、裁判制度改革やADRの整備が進められている。しかしながら、紛争処理制度をより実効的なものとするためには、単に選択肢を増やすだけでなく、裁判制度や多様なADR

がより有機的に結びつけられた紛争処理制度を設計することが課題となっている。また、伝統的な価値観に依拠した紛争処理制度の再構築を模索する動きも注目される。

特に、本書の複数の対象国において、グローバリズムの進行と西欧由来の司法制度の普及・定着という現象の下で、固有の紛争解決メカニズムが国内的に再評価され、制度化されてきた過程が確認されている。例えば、ベトナムは社会主義による近代化の過程で抹殺されていたムラの慣習法をドイモイ政策遂行の一手段として復活させようとしており、伝統的な調停も近代的司法制度の枠組みのなかで認知し、活用していこうとする動きがある。この背景には、伝統的な調停を制度化して、市場経済化で失われるおそれのある権力を維持するための安全弁として利用したいとする政府の意図が見える。また、フィリピンのバランガイ司法は、紛争をバランガイレベルで友愛的に解決するという伝統を継続させかつ公的に認知することによって迅速な司法行政を促進し、フィリピン文化を保存しかつ発展させることに資すると位置づけられている。さらに、シンガポールの調停制度は、遅滞する係争事件処理に対処するための単なる対症療法として導入されたのではなく、19世紀初頭に起源を有する調停というシンガポールの文化を再導入する機会を見出したものであることが強調されている。

また、アジア諸国を横断的に比較するために当事者の範囲と規模が異なる三つの紛争類型を取り上げて海外共同研究を実施したが、その結果、労使紛争および消費者紛争を処理するための制度は比較的充実している一方、他方において環境紛争の処理については特別の制度を設けているところが少ないことが明らかとなった⁽⁷⁾。労使紛争については、多くのアジア諸国が行政機関によるADRを整備し、一般に裁判所への不服申立が認められている。労働事件を扱う労働裁判所を設置する国も見られる。消費者紛争については、行政レベルにおいて消費者紛争処理のためメカニズムが充実している。また、消費者事件を専門に扱う裁判所はないものの、多くの国では少額事件裁判所または少額訴訟のための簡易な手続きが設けられている。これに対して環境

紛争については、インドの州レベルで環境裁判所が設置されている例もあるが、一般には通常裁判所による処理が中心となっている。

以下、各論文の要旨を紹介する。

第1章の和田論文は「アジアにおける紛争処理研究の課題と展望」について論じる。現在、アジア諸国は、グローバリズムの波のなかでスタンダードとしての西洋型法制度と、固有のローカルなシステムとの調整という課題に直面している。こうした状況を踏まえ、アジアにおける紛争処理につき検討する際には、単なる法的紛争解決制度の制度論的検討を超えて、それが現実機能する社会に固有の文化的価値意識、政治・経済構造、社会関係の構造的特質などを視野に入れつつ分析を加えていくことが必要である。西洋型の法制度が、アジア固有の文化・社会的要因との相互作用のなかでいかに変容し、当該社会固有の紛争処理メカニズムといかなる機能連関を構成しているのかを、その制度の運用実態にまでメスを入れて見ていく必要がある。こうした観点から、(1)グローバル化の進行のなかでのアジア紛争処理研究の意義と必要とされる分析アプローチ、(2)分析を進めるにあたって考慮すべきアジア固有の諸要素、について順次提言する。

第2章の山田論文は「シンガポールの調停制度 ‘Singapore Courts Mediation Model’を中心に」は、シンガポールの調停制度の急速な発展の軌跡をたどり、特にその特徴を最もよく表している下位裁判所の紛争処理として行なわれている調停、すなわちシンガポール裁判所調停モデル (Singapore Court Mediation Model) に焦点を当て、その主導を握る国家の役割と調停の真髄である私人間自治の原則の交錯について考察する。シンガポールの調停制度の特徴としては、第1にそれが政府により導入促進されたこと、第2に欧米型の訴訟による紛争処理に対してアジア的価値の復活として意味づけられたこと、第3に多様なスキームが存在することがあげられるが、「アジア的価値」の復活という前文を付して導入された調停制度は、国家政策がシンガポール人の文化という言葉にすり替えられたきわめてプラクティカルなものといえ

る。

第3章の西澤論文は「タイにおける不良債権処理とADRの活用」と題して調停センターの役割を中心に論じる。アジア経済危機に見舞われたタイにおいて、不良債権処理の迅速化は、経済再建のために重要な意味を有する。紛争の多発により裁判所の処理能力には限界が生じている一方、ゼロ・サム的な解決方法を用いる裁判所による解決では破産者が続出し、経済回復に悪影響が出ることが懸念されている。そこで、紛争処理を迅速化し、かつ両当事者にとって利益となる紛争処理を模索するために、裁判外紛争処理(ADR)がタイにおいて積極的に活用されている。このADRの積極的活用は、タイ中央銀行主導で行なわれているCDRACや裁判所付属調停センター、司法裁判所事務局付属調停センター、TAMCなどに見られる。特に、司法裁判所事務局付属調停センターは、その時代における急務の課題について中心的な役割を期待されているセンターであり、金融関連紛争においてもその役割を果たすことが期待されているが、成果はあがっていない。タイにおいては、執行システムに不備があるため、機能的な執行が行なわれていないことを前提として債権者・債務者間の交渉が行なわれ、なかなか交渉がまとまらない上、めまぐるしい制度変更により当事者は将来の予測が困難となり、当事者のなかには模様眺めをする者も出てくる。政府が切望した金融関連紛争を迅速に処理する観点からすれば、処理制度の早期安定化と執行システムの充実化が急務の課題といえる。

第4章の佐藤論文は「市場経済化ベトナムにおける紛争処理と法」と題して外国投資関連の商事紛争処理を中心に論じる。ベトナムは日本を含め国際的な支援を受けながら市場経済に適合的な紛争処理のための法制度整備を急ピッチで進行させている。(1)市場経済化関連の立法化、(2)司法制度の改革、(3)執行制度の確立、(4)調停の近代化などが紛争処理制度の確立にとって大きな課題となっている。制度確立は移入だけでは解決できず、伝統的な慣習法および慣習的紛争処理との折衷、適合も必要であり、そうした意味ではベトナムは、郷約の復活を奨励し、調停組制度と法律扶助によるムラレベルの伝

統的な紛争処理の近代化を目指しているように見える。ただし、これには社会主義的イデオロギーの再注入という機能が組み込まれていることに留意する必要がある。ここにベトナム紛争処理制度の二元構造、すなわち外資導入のための市場整備としての近代的紛争処理の移入と市場経済化で失われるおそれのある権力維持のための伝統的紛争処理手法の利用を見てとることができる。

第5章の小林論文は「中国における労働紛争の解決と法」について論じる。中国では、当事者は労働紛争の解決手段として裁判制度とADRを任意に選択することはできず、訴訟に先立って仲裁が行なわれることが要件とされている。裁判制度に対する批判として裁判官の素質や裁判委員会の利用といった裁判運営上の問題が存在するが、労働紛争仲裁についてもまったく同様の問題点が指摘できる。また、労働法および企業紛争処理条例が規定する労働紛争の受理範囲が狭く、申立時効も短いことから、公の機関として設置された労働紛争仲裁委員会であっても制度外の対応が求められることになっている。さらに、国有企業改革や労働制度改革は、住宅、保険、年金、医療など計画経済体制時代の企業と労働者との関係にドラスチックな変化を加えているが、移行期においてはこれらの問題と労働の問題が複合的に現れて問題を複雑化している。

第6章の野澤論文「インドにおける裁判外紛争処理」は消費者紛争救済機関を事例に論じる。独立後のインドにおいては、通常の裁判制度に加えて審判所や委員会制度による紛争処理が一定の役割を果たし、特に1990年代以降はロク・アダラットや仲裁・調停制度など多くの代替的・裁判外紛争処理機関が整備ないし設置されてきた。その動因は大きく分けて二つあり、一つは司法改革の流れのなかで、裁判所の遅延や未処理事件の累積といった欠陥を補うために代替的機関の設置が必要とされ、また国民の幅広い層、特に社会的・経済的弱者らが心理的、経済的、地理的にアクセスしやすい迅速な紛争処理機関の設置が必要とされたことである。もう一つは、91年から本格化した経済自由化の影響として、商事紛争を中心として国際基準に基づく裁

判外紛争処理制度（ADR）を整備する必要があったことである。消費者委員会やロク・アダラットで処理される訴訟数の増加にみられるように、90年代に入ってADRの重要性は高まり、裁判所の機能を補完または代替するようになってきた。例えば、消費者委員会は無料の申立てや手続法には縛られないインフォーマルな訴訟手続を導入し、裁判所と比べて安価で迅速な紛争処理機関として、消費者紛争を処理する主たる組織としての地位を確立している。

第7章の知花論文は「フィリピンにおけるバランガイ司法制度」について論じる。バランガイ司法制度は、友好的解決に馴染まないものを除いたすべての紛争に対する調停権限を有している。したがって、一部の例外的事項を除いて、同制度は紛争を処理する第一審的な役割を担う。同制度の利点としては、(1)専門的で複雑な手続を必要とせず、形式張っていないこと、(2)非公式であり、手続過程において当事者間に交渉の余地があること、(3)当事者の自発的意思および行為に基づくものであり、個人的な雰囲気の中で話し合いができること、(4)バランガイ長およびパネル委員らが、住民の人柄や個々の事情を把握していること、(5)方言などその土地固有の言語を使用できることなどがあげられている。一方、問題点としては、(1)同制度が法律家の関与を排除した結果、全体として事件の分析能力や法的知識が不足していること、また(2)調停委員長を兼任するバランガイ長は本来政治家であるため、公平な判断が期待できないことなどがあげられる。

第8章の今泉論文は「タイ司法裁判所におけるダト・ユティタム（イスラーム法裁判官）の役割」について論じる。タイはイスラーム裁判所を設置する代わりに通常裁判所のなかにイスラーム法専門の裁判官であるダト・ユティタムをおく独特の制度を採用している。本制度は、南部国境4県の県裁判所のみ認められており、タイのマレー・ムスリム政策と密接な関係を有している。法律はダト・ユティタムにイスラーム法上の問題について裁定する権限を与えているが、日常的な紛争処理においてはそれ以外にも家族や相続事件、あるいは本来は権限をもたない刑事事件における「調停人」として活

用されている。司法裁判所の裁判官の視点からみれば、ダト・ユティタムは個別事件処理における外部専門家リソースの利用と捉えられるが、ダト・ユティタム自身は紛争解決をととしたイスラーム法の実現を担うムスリム社会の指導者に役割を見い出している。このようにダト・ユティタムは、司法裁判所の公務員という側面とムスリム社会の指導者としての側面を併せもち、司法裁判所という空間においてタイ国家法とイスラーム法との調整弁として機能している。

第9章の桑原論文「マレーシアにおけるムスリムの家事紛争解決過程」は合意形成における言説分析を中心に論じる。本章では、シャリーア裁判所をはじめとしたマレーシアのイスラーム関連機関における家事紛争処理過程に関する初めての本格的な研究である Sharifah Zaleha Syed Hassan & Sven Cederroth 共著の『マレーシアにおける婚姻関係紛争の処理：イスラームの調停者とシャリーア裁判所の紛争解決』⁸⁾に採録されているいくつかの紛争処理事例を手掛かりに、紛争フォーラムにおける言説分析をとおして紛争当事者が第三者の介入によって「合意・不合意」または「裁定」にいたる過程を明らかにすることを試みている。その結果、紛争解決によって形成される合意は、当事者の自発的な合意というよりはむしろイスラームの権威を背景とした説得であることが明らかとなった。シャリーアの規範は制定法上の法規範としてだけでなく、行為規範、倫理規範、宗教規範の意味を含めて語られ、その言説は合意形成過程のみならず問題特定の過程をも支配する。

注(1) 棚瀬孝雄『紛争と裁判の法社会学』法律文化社、1992年、33ページ。

(2) ADRについての文献は多いが、とりあえず次の文献を参照。小島武司『ADR・仲裁法教室』有斐閣、2001年；小島武司・伊藤 眞編『裁判外紛争処理』有斐閣、1998年。

(3) 例えば、小島武司の正義の総合システム論がある（小島武司『裁判外紛争処理と法の支配』有斐閣、2000年）。また、同様の観点から理論化を試みるものとして、Yasunobu Sato, *Commercial Dispute Processing and Japan*, Kluwer Law International, 2001 がある。

- (4) 本項については、第1章および次の文献を参照。和田仁孝『民事紛争交渉過程論』信山社、1991年；同『民事紛争処理論』信山社、1997年。
- (5) アジア諸国の司法改革については、小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、2002年および『アジ研ワールド・トレンド』第77号、2002年の特集「アジア諸国の司法改革」を参照。
- (6) アジア諸国の倒産法制については、『アジ研ワールド・トレンド』第50号、1999年の特集「アジア倒産法制の新動向」の各論文を参照。
- (7) 詳しくは、IDE Asian Law Series (IDE-JETRO, 2002) 参照。(No.15) Institute of Law, Chinese Academy of Social Sciences, *Dispute Resolution Process in China* ; (No.16) Indian Law Institute, *Dispute Resolution Process in India* ; (No.17) Sharifah Suhana Syed Ahamd et al., *Dispute Resolution Process in Malaysia* ; (No.18) Domingo P. Disini, Jr., et al., *Dispute Resolution Mechanism in the Philippines* ; (No.19) Central Intellectual Property and International Trade Court, *Alternative Dispute Resolution in Thailand* ; (No.20) Institute of State and Law, National Centre for Social Sciences and Humanities, *Alternative Dispute Resolution in Vietnam*.
- (8) Sharifah Zaleha Syed Hassan & Sven Cederroth, *Managing Marital Disputes in Malaysia : Islamic Mediators and Conflict Resolution in the Syariah Courts*, Richmond : Curzon, 1997.